

令和 7 年度事業計画

I. コンプライアンスの徹底

1. 独占禁止法研修会等の開催

会員構成員におけるコンプライアンスが徹底できるよう、引き続き独占禁止法研修会等を開催する。

2. 法令及びガイドラインへの対応

(1) 薬機法、医療法の一部改正に向けた対応

医療用医薬品の供給不安の迅速な把握、報告徴収及び協力要請等について、厚生労働大臣の求めに法的根拠を持たせるよう医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下、「薬機法」という）等の一部を改正する法律案が国会に提出されている。厚生労働省（以下、「厚労省」という）及び関係機関と連携を図り、会員構成員の業務に支障が生じないよう周知徹底するなどの対応を行う。

(2) 麻向法の一部改正に向けた対応

薬機法等制度改正について、医薬品医療機器制度部会において具体的な対応方針がとりまとめられた。医療用麻薬の流通に関しては、一定の場合に限定して、麻薬卸売業者は、隣接する都道府県に麻薬を譲渡することができること等の麻薬及び向精神薬取締法の一部改正が上記法律案に含まれている。当該改正の施行・運用に当たって、会員構成員企業が適切に対応できるよう改正内容について周知徹底を図る。

(3) 医薬品の流通における品質確保の徹底

「医薬品の供給と品質管理に関する自主基準（JGSP）」を GDP 国際標準化版として改定して約 5 年を経過したことから、JGSP（改定版）への対応状況についてアンケート調査を実施する。また、医薬品の品質管理に対する社会的要請が高まっていることを踏まえ、諸外国の動向も参考にしつつ、医薬品の流通における適正な品質確保について見直すべき点がないか検討を行う。

Ⅱ．流通改善を通じた市場環境の整備

流通関係者の理解を得ながら古い商習慣から脱却し、適正な価格形成が行われる市場環境の整備に繋げるためには、厚労省などの行政機関や関係団体との連携を図りつつ、会員構成員自らが流通改善ガイドラインの趣旨に沿った取引を実践することが重要である。

1. 流通改善ガイドラインの実効性向上

- (1) 流通改善ガイドラインの理解向上を目的とした会員構成員向けの周知活動に取り組むとともに、厚労省や関係団体との連携を図りつつ、単品単価交渉の促進、過度な薬価差偏在の解消、頻回な価格交渉の改善、返品・急配・頻回配送の最適化など、過去からの商習慣を抜本的に見直す。

流通改善ガイドラインについて、継続的な遵守を徹底し、流通改善の取り組みを後退させることなく確実に前に進め、商習慣の抜本的な見直しに繋げていく。また、行政を含む関係者の理解・協力を得ながら、流通改善の実効性を高めるべく取り組む。

- (2) 令和7年度の薬価改定を受けて、別枠品マスターデータベースのデータ更新を適切に行う。

2. 流通改善懇談会への対応

流通改善懇談会において、流通改善ガイドラインの実効性を高めるための議論に積極的に参画する。

3. 妥結率等に係る報告書への対応

令和7年度から卸売販売業者は「妥結率等の報告における参考資料」を、これまで医療機関、保険薬局（以下、「医療機関等」という）に提供している妥結率等の報告に併せて医療機関等に提供することとなった。会員構成員が当該参考資料を適切に作成できるよう厚労省と連携し周知徹底に取り組む。

Ⅲ. 持続的な安定供給に向けた流通体制の構築

1. 安定供給確保に向けた薬価制度改革

(1) 令和8年度薬価制度改革に向けた対応

国民負担の軽減に向けた社会保障改革の議論も見据えつつ、「医薬品の安定供給確保」について、関係団体との連携も図り、毎年6月頃に閣議決定される「骨太の方針」に向けて、安定供給問題の改善に向けた見直しの方向性が盛り込まれるよう取り組む。

(2) 持続的な安定供給に向けた対応

医薬品供給不足の負のスパイラルに拍車をかける中間年の薬価改定について、関係団体との連携も図りつつ、引き続き廃止に向けた取り組みを進める。

(3) 薬価制度の在るべき方向性に向けた対応

今後の薬価制度の在るべき方向性について、医薬品の流通の観点から検討を行い、医薬品卸として認識を共有できるよう努める。その際には、公正な取引を妨げることのないよう十分留意する。

(4) フランスの薬価制度に関する調査

フランスの薬価制度について、調査協力依頼状を CSRP（フランス医薬品流通連合会）、LEEM（フランス医薬品企業連合）に送ったところ、調査の内容が詳細であり、かつ商慣行の機微に触れるため、フランスとの信頼関係を構築していないと回答してもらうことが難しいことが判明した。このため、質問を答えやすいように変更するとともに、対面で話し合う場を設ける等により、フランスの関係者との信頼構築を図る。

併せて、フランスと関係がある製薬企業に協力を要請するとともに、IFPW ラウンドテーブルの場を活用するなど、別のアプローチからの調査も進める。

そうした取り組みを進め、調査内容を取りまとめ、薬価制度の在るべき方向性の検討に資する。

2. 医療法の一部改正を踏まえ、電子データによるモニタリング等への対応

医療法の一部を改正する法律の施行後、供給不足のおそれのある場合の厚労省からの報告徴収に関する協力要請への対応に当たっては、デジタル化されたデータの提出について厚労省及び関係機関等と連携し、会員構成員の業務に支障が生じないよう適切に取り組む。

3. 大規模災害時の流通体制の整備等

(1) 厚労省、自治体及び関係者等との連携体制

- ① 大規模災害時等に備え、発災後速やかに、行政機関と卸連合会、都道府県卸組合・協会（以下、「卸組合等」という）等が連携を図れるよう過去の知見や教訓を整理するとともに、効果的な対応を検討する。
- ② 卸組合等での災害対応の強化を支援すべく、成功事例の共有や当該事例の状況調査を定期的実施する。
- ③ 発災直後の卸連合会本部（事務局）の体制・役割・機能を再構築し、被災地への支援を強化する。

(2) 配送体制等

被災地で緊急に必要とされる医薬品の供給が可能となるよう、迅速かつ効果的な配送のための情報共有や、発災直後の流通を補完する卸間連携の在り方に関する検討を行う。

(3) 大規模災害時医療活動訓練

毎年9月に予定される大規模災害時医療活動訓練について、関係省庁、関係自治体や災害派遣医療チーム（DMAT）などとの連携により、関係する卸組合等が実践的な災害訓練に能動的に参画できるよう支援する。

(4) 災害時情報共有システム化に向けた調査

大規模災害時に備えた流通体制の整備に向けた検討とともに、災害時情報共有システム構築に向けた検討に資するよう調査を開始する。

IV. 医薬流通産業の形成とデジタルの活用

「WE MOVE」のスローガンのもと、医薬品の安定供給という社会インフラ機能をより最適化していくとともに、経済社会ニーズの変化に対応した社会的価値を創出していくため次の取組みを進める。これらの実践を通じて「医薬品卸業界」から「医薬流通産業」へと進化していく。

1. 医薬流通産業の形成とその発信

- (1) 「(Ⅲ. 3.) 大規模災害時の流通体制の整備等」を進めていく上でも、「危機管理士講座（危機管理士機構主催）」の受講等も継続するなどし、危機管理全般の知見蓄積に努める。

- (2) 医薬流通産業としての取組み全般について策定した「ソーシャルメディアポリシー」に則り、SNS などデジタルも活用した発信に努める。

2. 医薬流通産業の DX 推進

(1) 業務の電子化に向けた帳票類の標準化

請求書や納品伝票等の帳票書式の標準化を推進し、関係者の理解を得ながら業務効率化を推進する。書式の標準化にとどまらず、業務の電子化に向けた検討を行う。

(2) EDI 化の推進

電子データ交換システム (PEDIAS) など既存のシステム、仕組みの円滑な普及に取り組むとともに、医薬品の安定供給、サプライチェーン全体の業務効率化に向け、医薬流通産業として取り組むべき EDI の将来像の検討を行う。

(3) JD-NET 新フォーマット移行への対応

第 8 次システムの円滑な運用と、2027 年新旧フォーマット並行運用期間終了に備えた啓発を行う。

(4) 中抜け等返品データベースの構築

中抜け等返品事例データベースの構築は、医薬品の品質が確保されていない不適切な返品商品について、受入部門や検査部門における点検の精度を高め、医療機関等へ不適切な返品商品を出荷することがないようにするなど医薬品流通の品質管理の向上を図るとともに、効率的な返品受入業務等の改善にも資する。当該データベースについて、早期に運用が開始できるよう独禁法にも留意しつつ構築に取り組む。

3. 医薬流通における ESG への取組み

- (1) 内外の関係団体等とも意見交換を継続し、卸連合会としての ESG への取組みの方向性について検討を進める。
- (2) 昨年公表した ESG 事例集を更新し、対外発信するとともに、卸連合会内の啓発に努める。
- (3) 医薬品卸売業（会員構成員企業）の CO2 排出量データを取り纏め、公表する。
- (4) 社会情勢の変化も見据えながら、ESG ミッションステートメント（仮）の作成に取り組む。

V. セルフメディケーションの推進

1. セルフメディケーション領域に関わる市場の活性化

厚労省などの行政機関、製薬企業や薬局等医薬品関係団体との連携を密にし、セルフメディケーション税制の活用拡大や医療用医薬品の一般用医薬品への転用の拡充に向け継続的に取り組む。

2. OTC 医薬品卸における DX の推進

OTC 医薬品流通における流通 BMS（流通ビジネスメッセージ標準）の普及、推進を図る。また、DX 化推進に向け、他の医薬品関係団体などとも連携の上、OTC 医薬品の網羅的なデータベース構築に取り組む。OTC 医薬品卸協議会から構成員を派遣している厚労省『セルフケア・セルフメディケーション推進に関する有識者検討会』の場においても、これらについて意見を述べる。

3. セルフメディケーション推進ビジョンの実践

昨年策定したセルフメディケーション推進ビジョンの実践に向けて取り組む。

VI. 広報及び教育研修等

1. 広報活動

(1) 医薬品卸の存在意義の広報

医薬品卸の存在意義を幅広くアピールする目的で、「医療を支える医薬品卸」と題したパンフレットを昨年5月に作成し、通常総会時に配布した。その後の活用については限定的だったため、今後、国民への理解を深める観点から、会員や会員構成員企業にアンケートを行うなど、活用事例も含めて更なる活用促進を図るとともに、他の媒体の活用について検討する。

(2) ホームページの充実

昨年度リニューアルしたホームページの検証を行い、内容の充実を図るとともに、新たな取り組みとしてホームページの見どころやコンテンツの活用方法等を『月刊卸薬業』に掲載するなど、更なるアクセス数の増加に努める。

(3) 記者会見の実施

理事会後の記者会見等を通じて、卸連合会の活動状況や意見・要望を発信するとともに、記者会見の内容を SNS、『月刊卸薬業』にも掲載するなど、幅広く発信する。

(4) 「医薬卸連ガイド」2025 年度版の発行

現行の「医薬卸連ガイド」の内容を見直し、2025 年度版を発行する。

現行版の見直しは、形骸化している記事等の削除や補正及び新たな記事について検討を行う。

(5) 『月刊卸薬業』の充実

読者のニーズを踏まえた巻頭企画を掲載するとともに、これまでにない新たな企画を検討する。

2. 教育研修

DX、ESG の推進、2040 年問題への対応など大きく環境が変化する中で、法制度等についての理解促進、今後の医薬流通を担う医薬品卸の事業展開に資するため、「ヒルトップ・セミナー」、「日本医薬品卸売業連合会セミナー」を時代に即したテーマで開催し、内容の充実を図る。

3. 国際交流

2026 年開催予定の IFPW メキシコ総会に向けて、IFPW 理事会の決定等を踏まえ、準備を進める。